

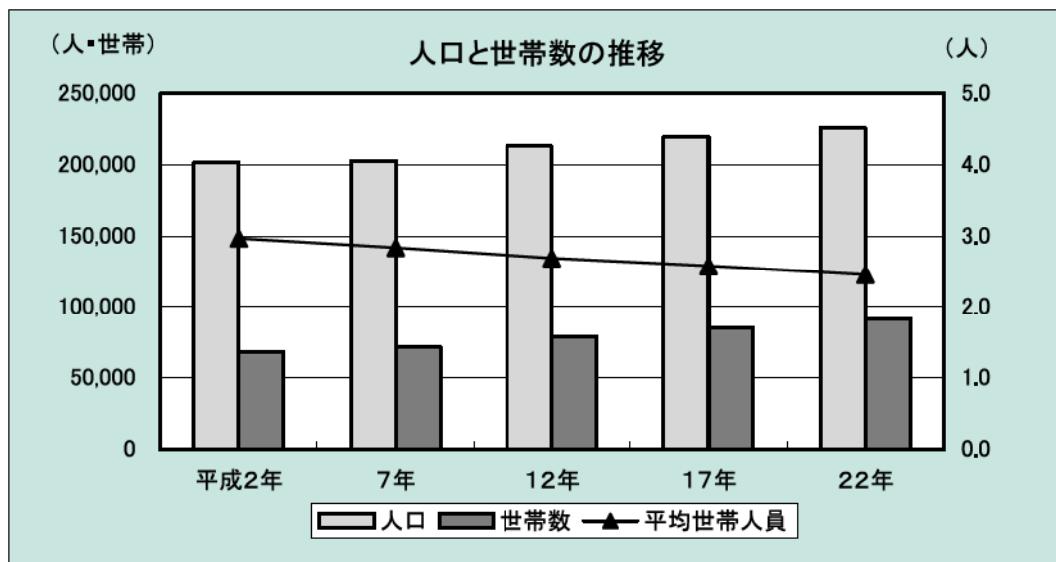
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口と世帯数の推移による宝塚市の現状

(1) 人口と世帯数の推移

本市の人口は平成 23 年（2011 年）3月末日現在 226,039 人で、現在もわずかながら増加していますが、『第5次宝塚市総合計画』における将来人口予測では、平成 27 年（2015 年）までほぼ横ばい状態の後、減少に転じ、約 20 年後の平成 42 年（2030 年）には約 20 万人になると予測されています。

年齢別人口²については、年少人口の割合が年々減少し、反対に、高齢者人口の割合が増加するため、少子高齢化が今後も進行すると予測されています。

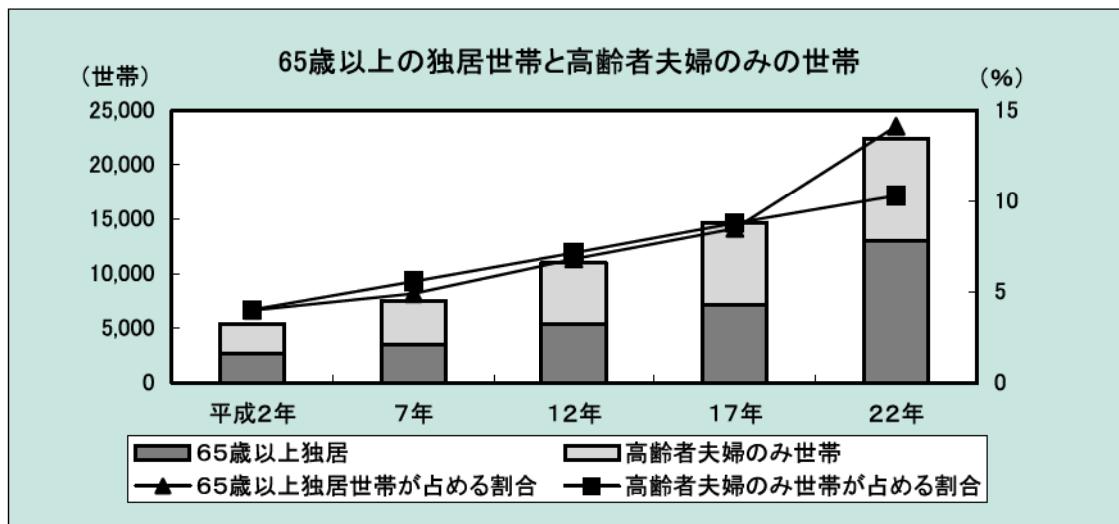


（資料：国勢調査）

また、本市の世帯数は、平成 22 年（2010 年）10月 1 日現在、91,737 世帯であり、20 年前に比べ増加していますが、世帯あたりの平均人数が継続的に減少しており（同年月現在 2.5 人）、核家族化が進行しているといえます。

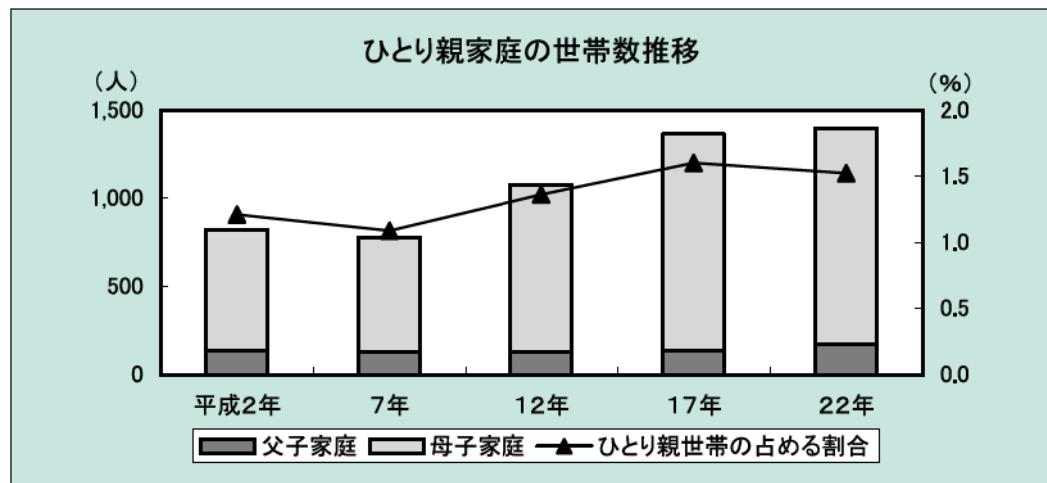
² 年齢別人口とは、年少人口・生産人口・高齢者人口に3区分される。年少人口とは、年齢別人口のうち 15 歳未満の人口層をいい、生産人口とは、年齢別人口のうち労働の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口層をいい、高齢者人口とは、年齢別人口のうち 65 歳以上の人口層をいう。

本市の65歳以上の独居世帯と高齢者夫婦のみの世帯は、平成2年（1990年）の5,429世帯に比べ、平成22年（2010年）10月1日現在では22,468世帯と、20年前に比べて大幅に増加しており、前出の核家族化の進行との関連性が伺えます。



(資料：国勢調査)

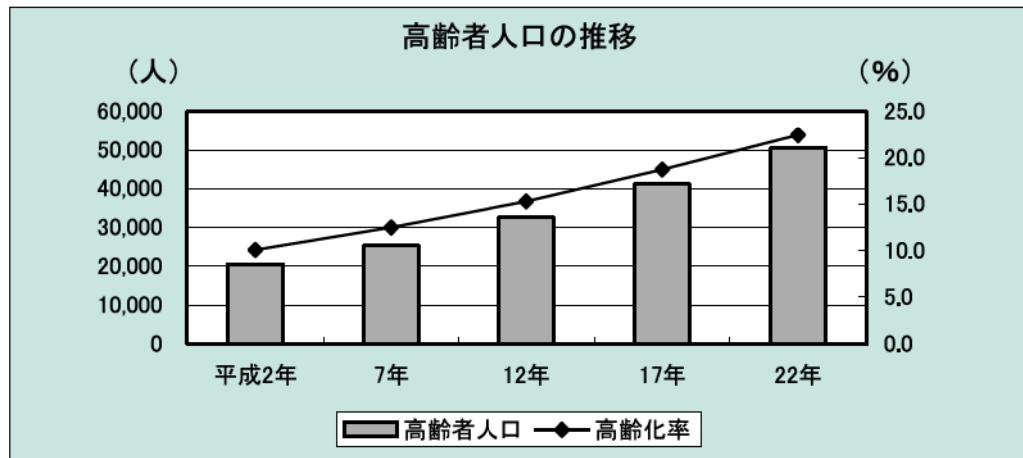
本市のひとり親家庭の世帯数は、平成2年（1990年）の824世帯に比べ、平成22年（2010年）10月1日現在では1,401世帯と増加しており、総世帯数に占める割合が1.2%から1.5%に上昇しています。



(資料：国勢調査)

(2) 高齢者人口³の推移

本市の高齢者人口は、平成2年（1990年）の20,405人に比べ、平成22年（2010年）10月1日現在で50,453人に増加しており、高齢化率が10.1%から22.4%に上昇しています。



(資料：国勢調査)

町内人口が400人以上の地区は、平成23年（2011年）3月末現在、213地区ありますが、そのうち、高齢化率40%以上の地区が7地区、30%以上40%未満の地区が30地区となっています。

本市の市街地は、山麓の傾斜地に立地する地区が少なくないという現状があり、高齢化率の上位10地区的うちの9地区が坂の多い地域となっています。

市内町別高齢化率トップ10			平成23年3月31日現在	
順位	町名	高齢化率 (%)	人口割合 (人)	
1	仁川団地	49.50%	250	/ 505
2	中山桜台4丁目	45.44%	284	/ 625
3	安倉西3丁目	44.65%	213	/ 477
4	逆瀬台5丁目	42.08%	348	/ 827
5	中山五月台2丁目	41.99%	194	/ 462
6	清荒神4丁目	40.63%	208	/ 512
7	仁川高丸1丁目	40.60%	175	/ 431
8	花屋敷松ガ丘	38.49%	301	/ 782
9	中山桜台2丁目	38.40%	336	/ 875
10	青葉台2丁目	38.40%	225	/ 586

※町内人口400人以上の地区を対象としている
(注:仁川団地は、現在、建替中。)

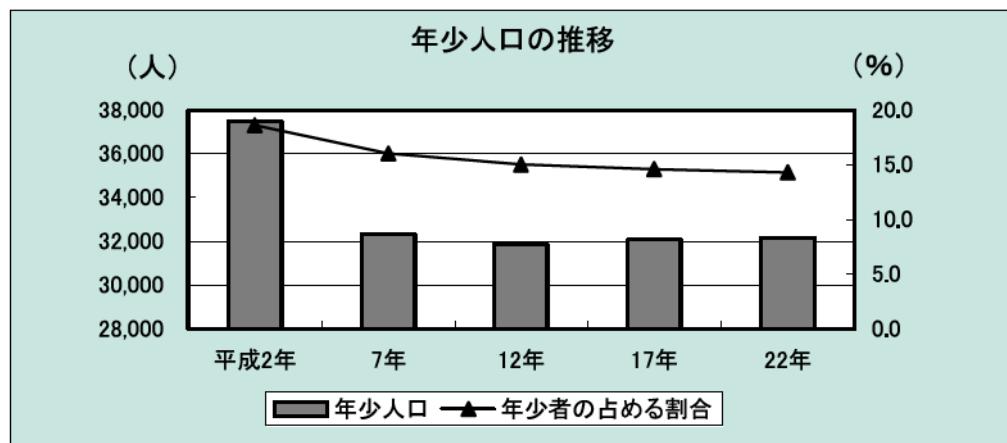
市平均	21.99%	50,297 / 228,726
-----	--------	------------------

(資料：住民基本台帳より)

³ 高齢者人口は、5ページを参照のこと。

(3) 年少人口⁴の推移

本市の年少人口は、平成2年（1990年）の37,485人に比べ、平成22年（2010年）10月1日現在では32,168人と減少しており、年少人口の割合は、18.6%から14.3%に減少しています。

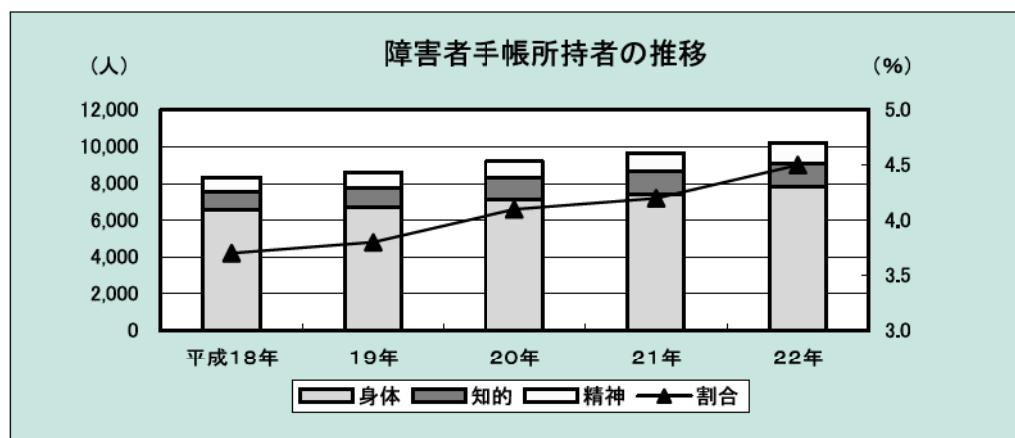


（資料：国勢調査）

(4) 障害者手帳所持者数の推移

本市の各障害者手帳所持者数は、平成23年（2011年）3月末日現在、身体障がい者7,812人、知的障がい者1,282人、精神障がい者1,116人、合計10,210人で総人口の4.5%と総人口に占める障がい者の割合が増加しています。

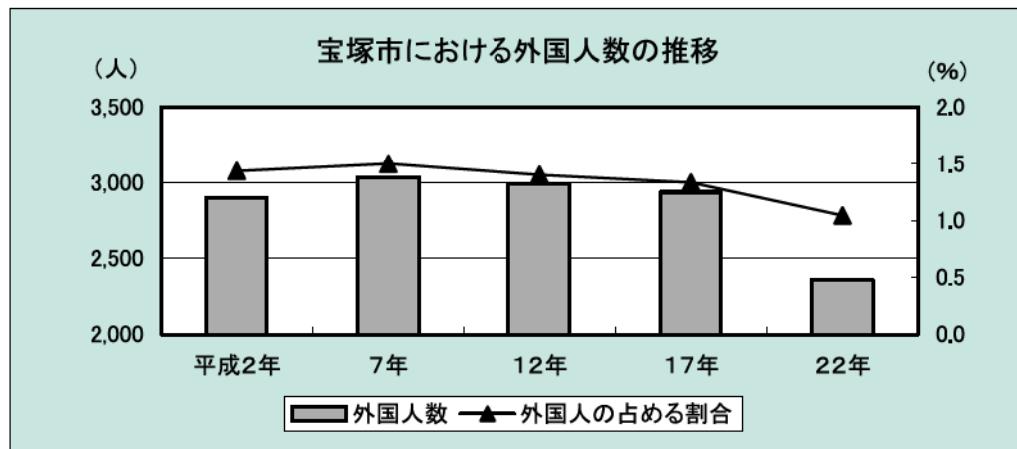
手帳所持者数の伸び率については、総人口の伸び率よりも高く、その背景には高齢者人口の増加等の要因が考えられます。



⁴ 年少人口は、5ページを参照のこと。

(5) 外国人数の推移

本市の外国人数は、平成2年（1990年）の2,906人に比べ、平成22年（2010年）10月1日現在では2,359人に減少し、総人口に占める割合も減少しています。



（資料：国勢調査）

人口と世帯数の推移による宝塚市の現状からみる課題・ニーズ

- ➡ ◆ 本市においても、少子高齢化が進行し、高齢者のみ世帯やひとり親家庭、障がいのある人が増加していることから、多様かつ複雑な生活課題が発生しています。
- ◆ 市内の地域によって、高齢化率に差があるなど、個人のみならず、地域によっても抱える生活課題の内容が異なると考えられます。
- ◆ 坂が多い少ないなどの地域の自然特性や、社会資源⁵の有無を考慮して、地域ごとの支援体制を整備する必要があります。

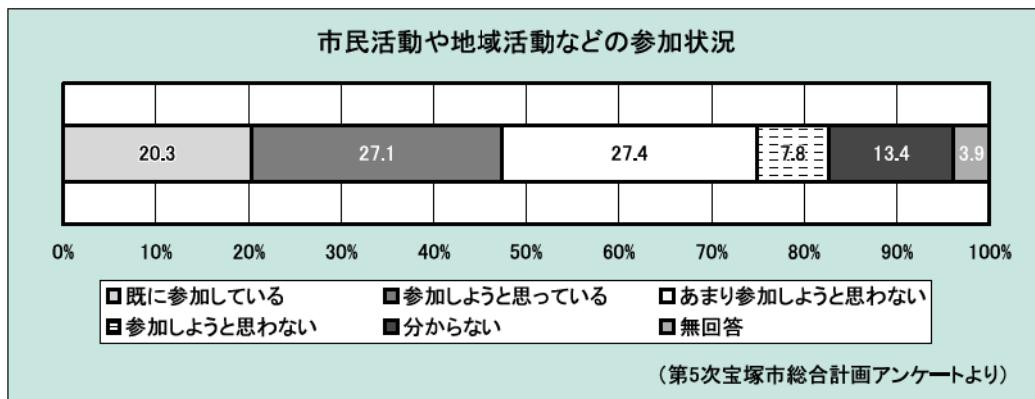
⁵ 社会資源とは、社会的なニーズを充足するための人材・物資等の総体をいい、物質的資源（施設、機関、設備等）、人的資源（住民、専門職等）、社会制度的資源（法律、制度等）に分けられる。

2 市民の意識と活動の状況

(1) 地域（近所）との関わりの状況

○『第5次宝塚市総合計画』の市民アンケートによると、地域の行事や活動への参加について、「既に参加している」や「参加しようと思っている」の割合は約47%です。

地域の活動に参加していない人や参加しようと思わない人は、その理由として、「市民活動や地域活動に関心はあるが、時間に余裕がない」、「関心はあるが、あまり関わりたくない」、「地域活動は、好きな人がやればよい」などを挙げています。



○高齢者の70%以上の人、「立ち話をする程度」以上の近所付き合いがありますが、約40%の人が、地域活動へ参加されていない状況です。(資料編2,3ページ参照)

○障がいのある人の60%以上の人、「いざというときのためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」や「地域の人と心から打ち解けられる関係を築きたい」など、地域との関わりを重視しています。一方、障がいのある人が地域との関わりを持たない理由では、「隣近所の協力はあてにせず、自分のことは自分でする」や「障がいや障がいのある人への理解が不足していると感じる」などが見受けられます。(資料編3,4ページ参照)

○中学生・高校生の地域との関わりは、「地域のお祭り」「募金活動」「子ども会や地域でのイベント」「道路や公園などの掃除、町内の避難訓練」などですが、「お年寄りや体の不自由な人の介助」や「自然や環境を守る活動」の割合が少ない状況です。(資料編5,6ページ参照)

地域（近所）との関わりに関する課題・ニーズ

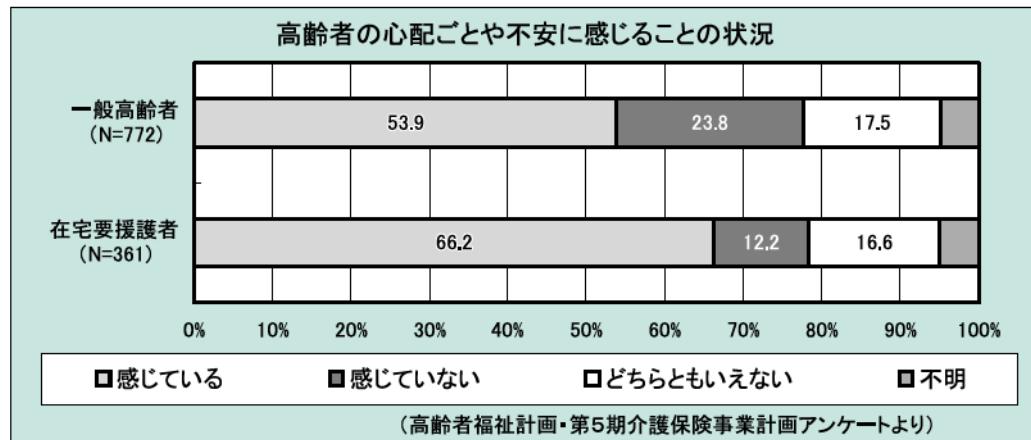


- ◆ 地域活動に参加していない人が参加しやすいよう、活動日時や回数、魅力ある活動内容などを工夫する必要があります。
- ◆ 地域活動参加者が世代を超えて地域活動を推進することができるよう、新たな人材を発掘し、育成する必要があります。
- ◆ 地域コミュニティを活発にするためには、地域住民が地域活動に関心を持ち、参加するよう啓発する必要があります。
- ◆ 地域活動ができる拠点の整備が必要です。

(2) 心配ごとや悩みと相談相手の状況

○『高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画』のアンケートによると、高齢者の半数以上が、日常生活において心配ごとや不安を感じており、在宅要援護者では、これが60%を超えます。

障がいのある人や就学前児童及び小学1～3年生の保護者・中学生・高校生についても、同様に、多くの人が心配ごとや悩みを感じており、その内容は、「経済や生活費に関するここと」、「健康に関するここと」、「将来に関するここと」などです。(資料編13,15ページ参照)



○相談相手は、「家族」や「親戚」、「友人・知人」、「職場、学校、通所先（施設など）」などの身近な人が多く、「市役所の窓口」や「民生児童委員」、「市役所以外の相談機関」、「専門機関」が比較的少ないという状況です。(資料編11,13ページ参照)

○介護が必要になっても可能な限り在宅生活を継続していくために必要なことについては、「かかりつけ医やケアマネジャー、介護サービス事業者等が相互に連携を取りながら本人に最も適した介護が受けられるようになること」、「緊急時に、夜間の介護サービスの利用や、宿泊のサービスが利用できること」のほか、「地域の身近なところで安心して利用できる相談員や相談窓口があること」が多くなっています。(資料編12ページ参照)
また、障がいのある人にとって、特に必要な支援制度やサービスでは、「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」が多くなっています。(資料編14ページ参照)

心配ごとや、悩み相談相手に関する課題・ニーズ



- ◆ 同じ心配ごとや悩みを持つ者同士が集まり、気軽に相談し合える拠点を整備する必要があります。
- ◆ 24時間、いつでも気軽に相談できる身近な相談窓口と、専門職による相談窓口を充実させる必要があります。さらに、それぞれの相談窓口だけでは対応しきれない制度の狭間にいる人の相談に対応するため、関係機関の連携体制を整備する必要があります。
- ◆ 多様化・複雑化する相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう、相談員のスキルアップを図る必要があります。

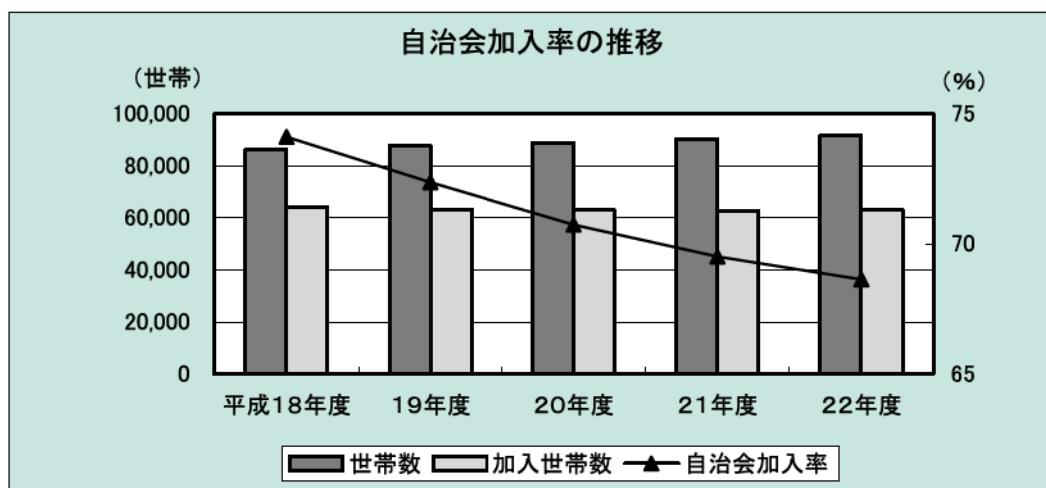
3 地域における団体等の活動の状況

(1) 自治会・まちづくり協議会

○自治会は、地域で自主的に組織される地域自治のための最も基礎的な市民活動団体です。

その活動は、安全安心な生活実現のための防犯・防災対策、行政情報の住民への伝達、地域住民の親睦の場の提供やごみの回収等の快適な環境づくり活動など多岐にわたり、行政や関係機関だけでは解決できない地域の課題や、そこに暮らす人たちが対応した方が効率よくできる分野の活動にも取り組んでいます。

その一方で、自治会への住民の加入率は、毎年低下する傾向にあります。



○まちづくり協議会は、概ね小学校区を単位とし、自治会を中心としながら、PTA、老人クラブ、民生児童委員などの地域で活躍する人々と連携しながら、地域住民の英知やエネルギーを一つにする市民活動団体です。

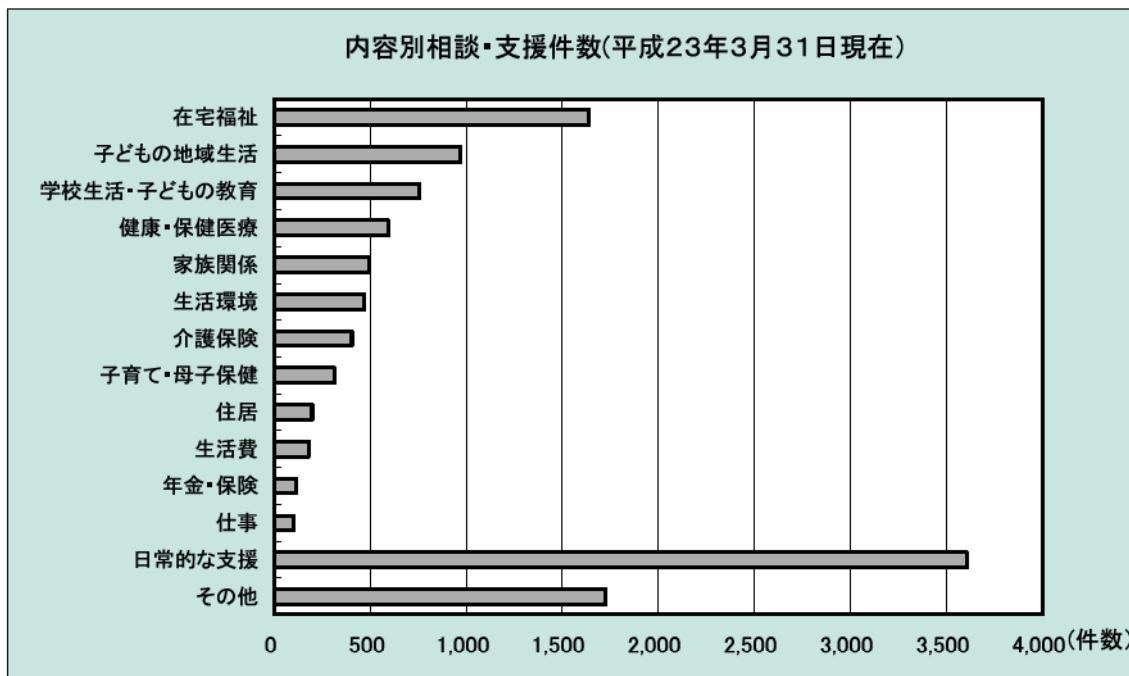
本市内には、20のまちづくり協議会があり、地域福祉活動、防災・防犯安全活動、環境美化活動などに取り組んでいます。

自治会・まちづくり協議会が抱える課題・ニーズ

- ➡ ◆ 自治会・まちづくり協議会の活動への地域住民の無関心層が増加しています。
- ◆ 自治会・まちづくり協議会のいずれも、役員が高齢化しており、組織の維持・活性化のためには、新たな人材の発掘と育成が必要です。
- ◆ 地域ごとに課題・ニーズが異なるため、自治会とまちづくり協議会の活動領域・役割分担を明確化し、より的確な連携を行う必要があります。
- ◆ 自治会・まちづくり協議会と行政が、より円滑な連携・協働の取組を拡充する必要があります。

(2) 民生児童委員

○民生児童委員は、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々で、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねており、地域のすべての人を対象に幅広い活動を行っています。

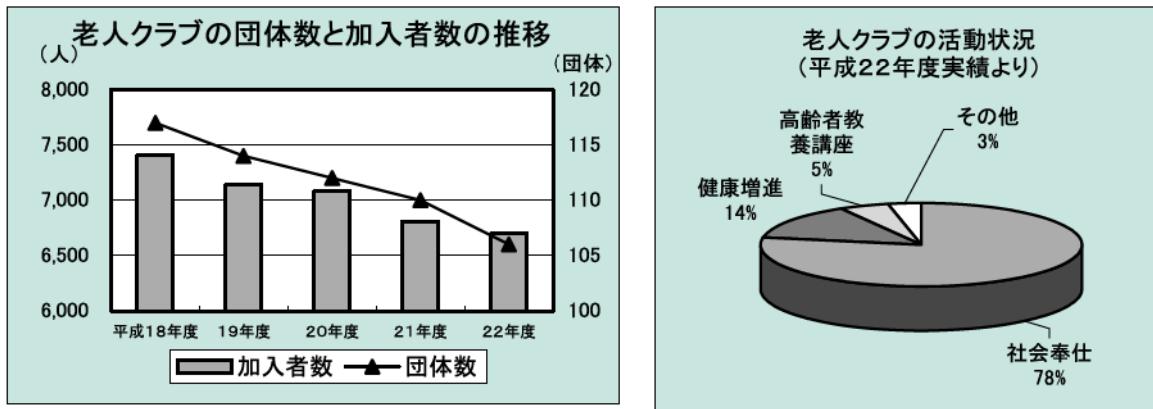


民生児童委員が抱える課題・ニーズ

- ➡ ◆ 個人情報保護の意識の高まりや、私生活への他者の介入を望まない住民の増加、民生児童委員の活動への理解不足により、住民情報が民生児童委員に伝わりにくく、見守り活動等に支障をきたしたり、訪問しても会えず、それ以上の活動につながらない場合があります。
- ◆ 民生児童委員は、さまざまな活動に従事し、多岐にわたる相談が寄せられ、深刻な相談が増加するなど、その負担が増加しています。
- ◆ 地域によっては、民生児童委員が不在の区域が生じています。
- ◆ 地域における身近な相談窓口として活動しやすいよう、地域住民が、民生児童委員の存在や活動を理解し、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者などと連携し、活動ができるようにする必要があります。

(3) 老人クラブ

○老人クラブは、高齢者の社会参加・生きがいづくりのための自主組織であり、団体数・加入者数は、平成 22 年度（2010 年度）で 106 団体、6,704 人です。活動内容は、社会奉仕活動が活動全体の 78% と大きな割合を占め、高齢者のいきがいづくりなどの活動を通じて、地域の一員として、地域に貢献しています。



老人クラブが抱える課題・ニーズ

- ➡ ◆ 老人クラブの団体数・加入者数のいずれも、年々減少しており、加入者の高齢化と、生活形態の多様化が原因であると見られ、今後の老人クラブの活動の活性化が必要です。

(4) ふれあいいきいきサロン⁶

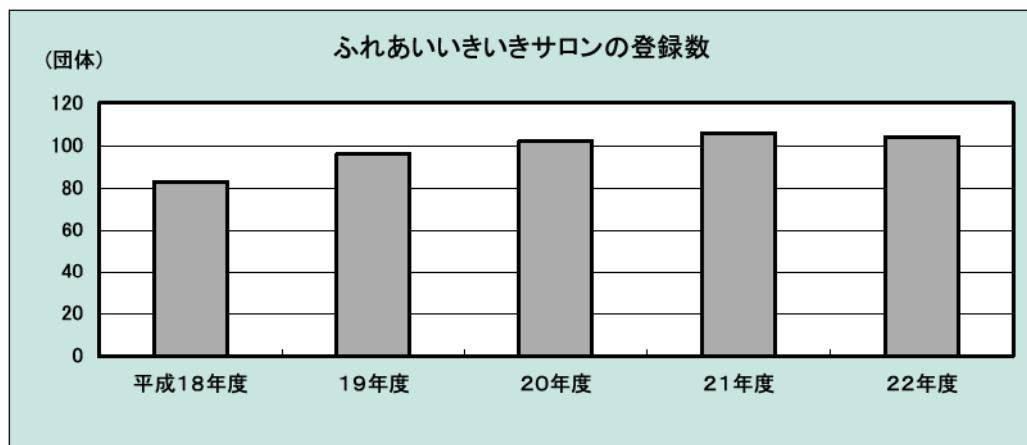
○「ふれあいいきいきサロン」は、高齢者のいきがいや介護予防、不安や寂しさの解消、閉じこもり予防、地域における見守りなどを目的とする取組です。

地域住民が主体となり、高齢者の身近な集いの場として、自治会館や公共施設のほか、自宅や福祉施設などを利用して活動されています。

また、「ふれあいいきいきサロン」は、高齢者の身近な集いの場であるだけでなく、障がいのある人や子育て中の親、子どもなどの地域住民がふれあい、交流し、支え合いの活動をすることができる場にもなっています。

○本市における「ふれあいいきいきサロン」の登録数は、平成12年度（2000年度）は44団体でしたが、平成22年度（2010年度）は、倍増の104団体となっています。

福祉のラウンドテーブルなどで、サロンの活動に関する協議を行い、平成20年度（2008年度）に、ボランティア自らが「サロン支援プロジェクト」を立ち上げ、サロン間の交流や活性化に取り組んでいます。



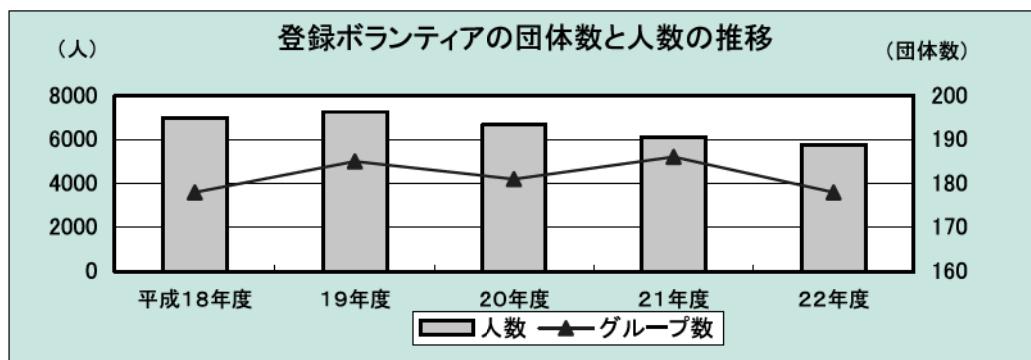
「ふれあいいきいきサロン」が抱える課題・ニーズ

- ➡ ◆ サロンの担い手であるボランティアが高齢化しており、新たな担い手を発掘し、育成することが必要です。
- ◆ 利用者が固定化している現状があり、地域住民への情報の発信・声かけなどを行い、参加を呼びかける必要があります。
- ◆ サロンの活動内容については、利用者が継続して参加できるよう、プログラムを工夫するとともに、サロン間の情報交換や様々な機会を利用して学びの場を持つなど、活動内容の魅力を高める必要があります。

⁶ ふれあいいきいきサロンとは、平成6年（1994年）、全国社会福祉協議会が提唱した高齢者の閉じこもり予防を目的としたつどいの場づくりの住民活動プログラムをいう。現在、本市内では、100を超えるサロンが、住民の手により自治会館や集会所、民家などで実施されており、子育て家庭や障がい者なども含めた「地域住民によるつながりづくりのきっかけの場」となっている。

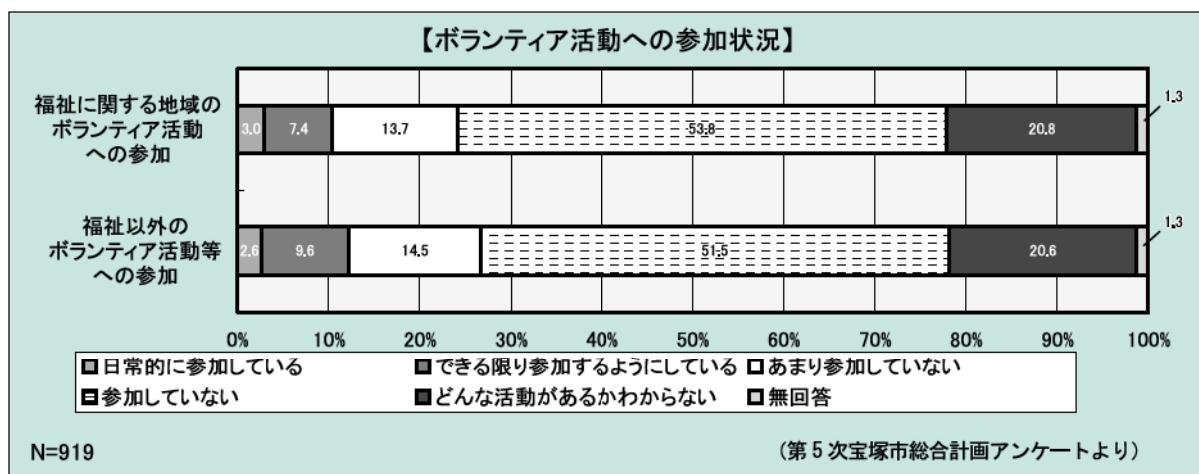
(5) ボランティア

○宝塚市ボランティア活動センターにおける登録ボランティアは、平成 18 年度（2006 年度）は 178 団体・6,984 人、平成 22 年度（2010 年度）は 178 団体・5,743 人であり、団体数はほぼ横ばいですが、登録人数は減少しています。



○『第 5 次宝塚市総合計画』の市民アンケートによると、福祉関係のボランティア活動に参加している人や、教育、文化などの福祉関係以外のボランティア活動等に参加している人の割合は、いずれも約 10% であり、前回調査より 2~3 ポイント減少しています。参加していない人の割合は、60% を超えており、「どんな活動があるかわからない」と答えた人が約 20% となっています。

○ボランティア活動の参加経験がある高齢者の割合は、約 30% であり、主な活動内容は、「自治会活動」、「高齢者の援助」、「まちづくりに関する活動」などです。障がいのある人を対象とするボランティア活動については、活動経験のある人が約 10%、活動経験はないが関心のある人が約 20% となっています。（資料編 7, 8 ページ参照）



ボランティアが抱える課題・ニーズ

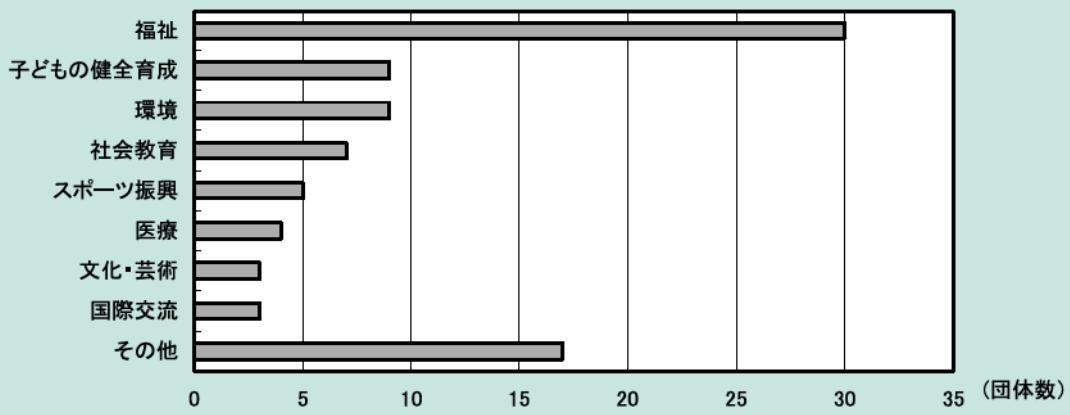
- ➡ ◆ ボランティアが高齢化しており、組織の維持・活性化のためには、団塊の世代や若い世代から、新たな人材を発掘し、育成する必要があります。
- ◆ ボランティア活動に対する地域住民の関心が低くなっているため、ボランティア活動に関する情報を発信し、ボランティア意識を醸成する必要があります。
- ◆ ボランティア活動団体やグループを支援する取組が必要です。

(6) 特定非営利活動法人（NPO）

○特定非営利活動法人（NPO）は、特定非営利活動促進法に基づき、ボランティア活動等の非営利の公益的活動を行う団体です。わが国では、価値観の多様化、個性化等を背景とし、目的を共有する人々や団体等による多様な交流・連携が活発化し、特定非営利活動法人の社会的役割が増大しています。

本市内における特定非営利活動法人では、福祉分野の活動団体が最も多くなっています。

市内における特定非営利活動法人の活動内容
(平成22年12月末現在)



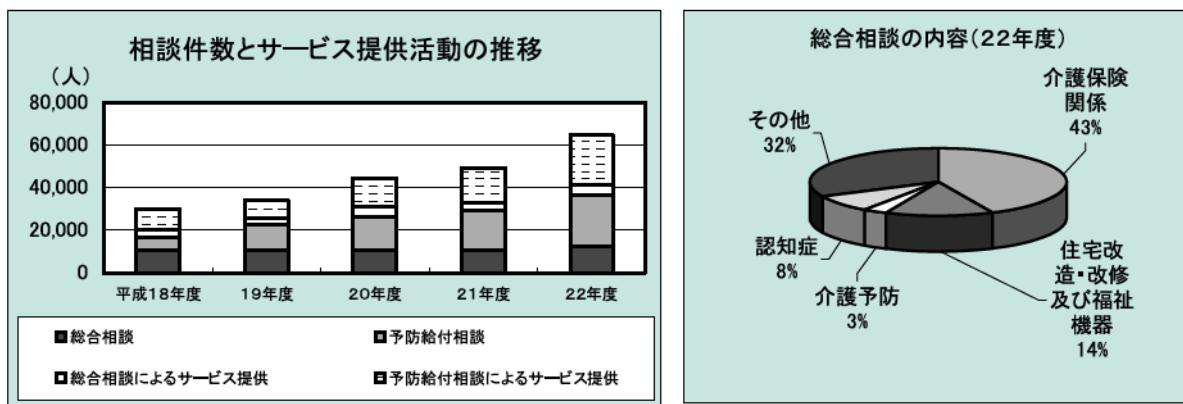
特定非営利活動法人（NPO）が抱える課題・ニーズ

- ➡ ◆ 特定非営利活動法人は、活動を維持するための資金集めに精一杯で、よりよい活動環境を作るための取組が困難になっています。
- ◆ 地域社会における連携・協働を円滑に推進するには、特定非営利活動法人同士の横のつながりを強化する必要があります。

(7) 地域包括支援センター⁷

○地域包括支援センターは、平成 18 年度（2006 年度）の介護保険法改正に伴い、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置しています。

○本市においては、老人保健法に基づき中学校区ごとに設置していた在宅介護支援センターを再編し、生活圏域ごとに、6 か所の地域包括支援センターと 1 か所の地域包括支援サブセンターを設置しました。各地域包括支援センターには、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職を配置し、高齢者や地域の住民の総合的な支援を行っています。



○地域包括支援センターは、平成 18 年度（2006 年度）から、予防給付（要支援 1・2）、二次予防対象者⁸（特定高齢者）のプラン作成や支援を担うこととなり、平成 18 年度（2006 年度）と平成 22 年度（2010 年度）を比較すると、相談件数で 2.2 倍、サービス提供活動で 2.1 倍に増加しています。相談内容は、介護保険制度に関するものが最も多くなっています。認知症に関する相談も、平成 20 年度（2008 年度）の 412 件が平成 22 年度（2010 年度）の 1,216 件へ約 3 倍の増加となり、全相談数に占める割合が 14% から 24% に増加しています。

地域包括支援センターが抱える課題・ニーズ

- ➡ ◆ 認知症に関する相談や、複合的なニーズが増加し、地域包括支援センターだけでは十分な対応が難しくなっています。
- ◆ 高齢者人口の増加に伴い、独居世帯・高齢者のみ世帯が増加し、安心して気軽に相談できる機関として、地域包括支援センターのさらなる周知が必要です。
- ◆ 地域住民や関係機関・医療機関等との連携した継続的な支援体制としての地域ケアシステムの構築と、虐待や認知症の重症化を予防するための早期発見のネットワークづくりが急務となっています。

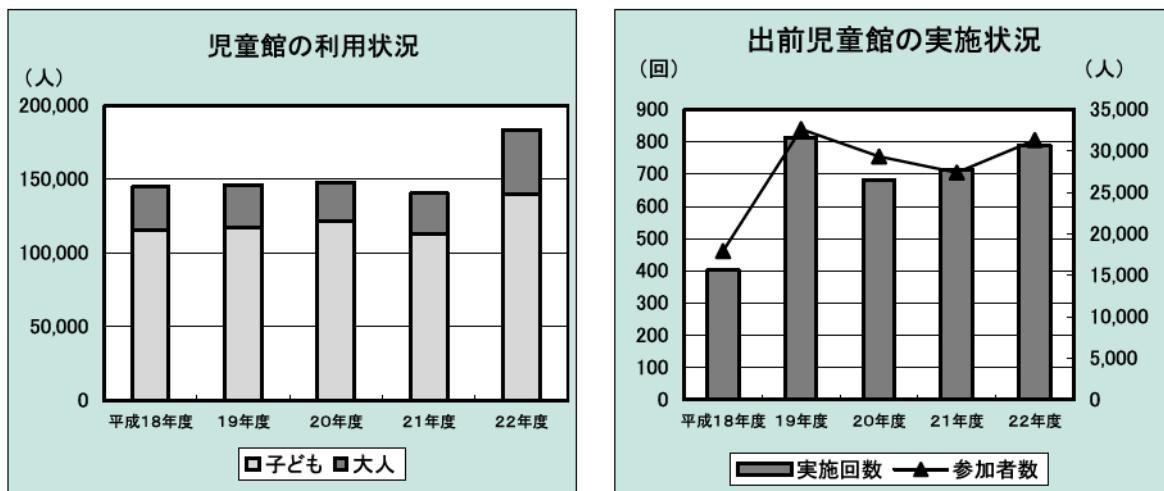
⁷ 地域包括支援センターとは、介護保険法で定められた地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待の防止、介護予防などに総合的に対応し、各市町村に設置される機関をいう。本市では、7 つの地区ごとに開設されており、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等が配置され、地域の高齢者の総合相談窓口としての機能を果たしている。

⁸ 二次予防対象者とは、平成 22 年 8 月厚生労働省からの通達により、特定高齢者から二次予防対象者に名称変更。要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者を指す。

(8) 児童館

○児童館は、児童福祉法に基づき、子ども（18歳未満）たちが地域で健やかに育つため、自由に遊び、集い、その健康を増進する施設として設置しています。

本市内では、大型児童センター1か所、地域児童館6か所と子ども館3か所を設置しています。各児童館においては、各種文化・スポーツ・野外活動、ボランティア活動など、子どもの健全育成に関する事業や、子育て中の親子の交流の場、相談などの子育て支援事業を実施し、子どもから大人まで、多くの方々に利用されています。



○本市においては、平成22年度（2010年度）から、各地域児童館を地域子育て支援拠点として位置づけ、子育て支援事業を強化した結果、子育て中の親の利用が増加しました。

また、「出前児童館事業」は、地域児童館を拠点として、各小学校区内の児童館のない地域へ児童厚生員が出向き、既存の公共施設等を活用して遊びの指導や、「地域の子育てサロン」への支援等を実施する事業で、平成19年度（2007年度）から、実施回数・参加者数が大きく増加し、平成22年度（2010年度）実績は、平成18年度（2006年度）の約2倍となっています。

児童館が抱える課題・ニーズ

- ➡ ◆ 子育て支援の社会資源⁹が少ない地域において、出前児童館のための場を確保するとともに、出前児童館の実施に際し、地域住民の理解と協力が不可欠です。
- ◆ 児童関係の地域活動やボランティア活動などの担い手が高齢化したり、固定化する状況があるため、新たな担い手を発掘し、育成するなどの人材確保に取り組む必要があります。そのために、人材育成講座修了者などが、実際に活動できるような仕組が必要です。
- ◆ 子どもや親が抱える様々な課題を児童館だけでは解決できない事もあり、関係機関や地域住民の理解と協力が必要です。

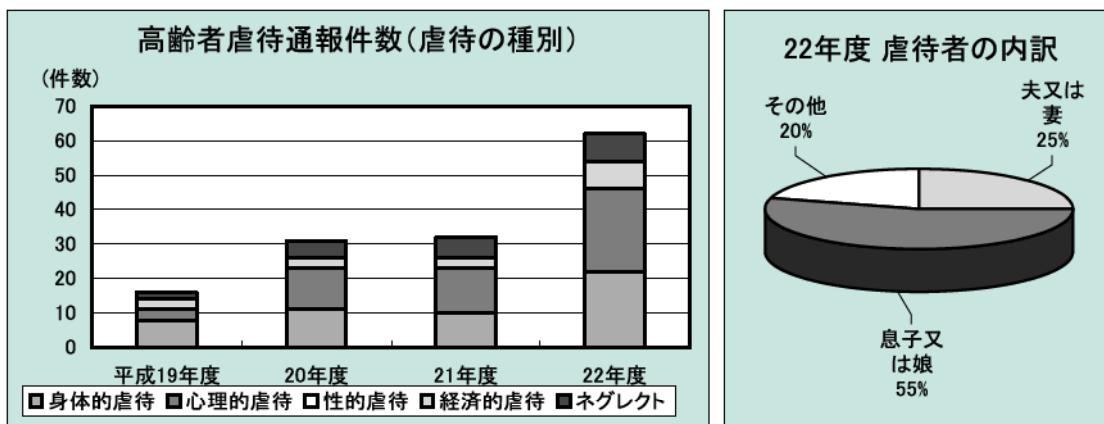
⁹ 社会資源は、9ページを参照のこと。

4 地域における社会問題の状況

(1) 高齢者虐待の状況

○本市の高齢者虐待の通報件数は、平成 19 年度（2007 年度）の 13 件が平成 22 年度（2010 年度）には 61 件となり、4.7 倍の増加となっています。この現象については、法制度の整備に伴う広報・啓発等により、潜在化していた虐待が顕在化した事例が少なくないと考えられます。

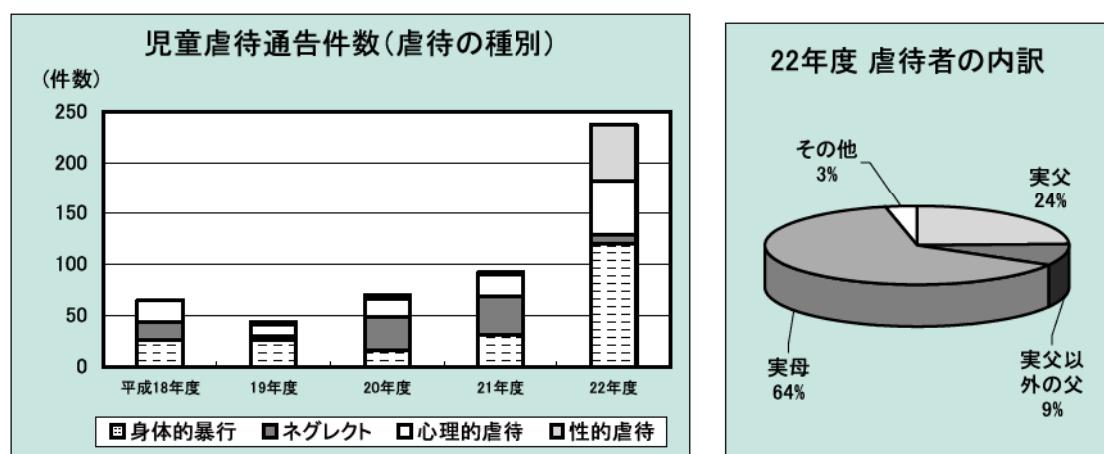
虐待種別では、経済的虐待の傾向が著しく、平成 21 年度（2009 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までの 1 年間で 2.7 倍に増加しています。虐待者別では、息子又は娘からの虐待が特に増加しており、平成 22 年度（2010 年度）は 24 件で、全体の約 40% を占めています。



(2) 児童虐待の状況

○本市の家庭児童相談室への児童虐待の通告件数は、平成 18 年度（2006 年度）の 65 件が平成 22 年度（2010 年度）の 237 件となり、3.7 倍に増加しています。

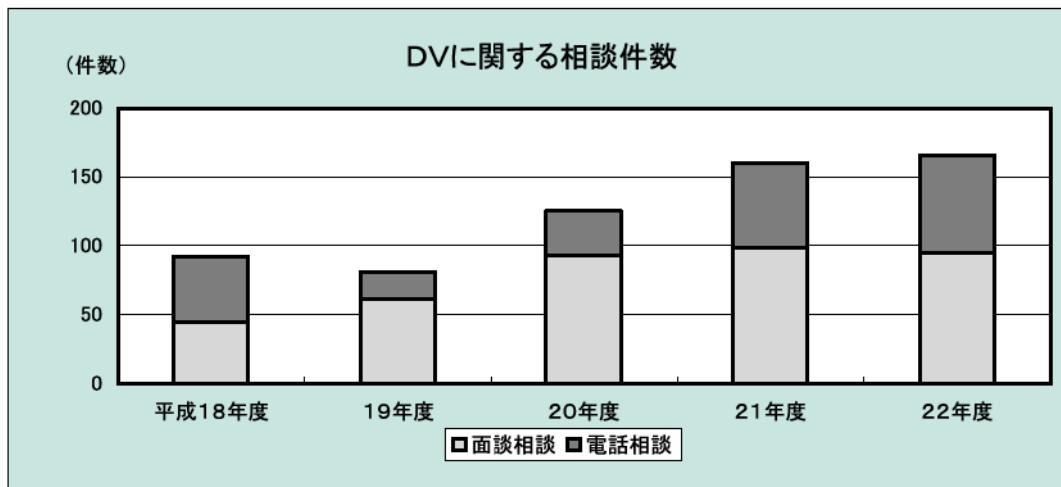
主たる虐待者別では、実母からの虐待が特に増加しており、平成 22 年度（2010 年度）では 150 件となり、全体の約 60% を占めています。



¹⁰ ネグレクトとは、責任を放棄することで、乳幼児や高齢者、病人など、要養育、要介護者に適切な衣食住を与えないことなどをいう。

(3) ドメスティック・バイオレンス (DV)¹¹の状況

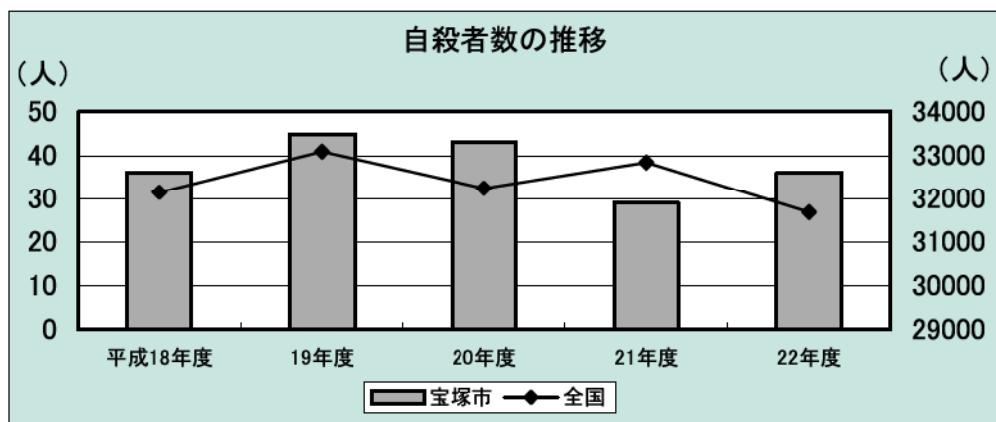
○本市におけるドメスティック・バイオレンス (DV) に関する相談件数は、平成 22 年度（2010 年度）は 165 件で、平成 19 年度（2007 年度）以降、増加傾向にあります。



(4) 自殺の発生の状況

○わが国の自殺者数は、平成 22 年度（2010 年度）は 31,690 人で、平成 9 年（1997 年）から平成 10 年（1998 年）にかけて増加して以降、12 年連続して 3 万人超えで推移しています。これは、交通事故死者数（平成 22 年（2010 年）4,863 人）の約 7 倍という数値です。本市においては、年間 40 人前後の人が自殺で亡くなっています。自殺者の男女比は、全国の傾向と同様に、約 7 : 3 となっています。

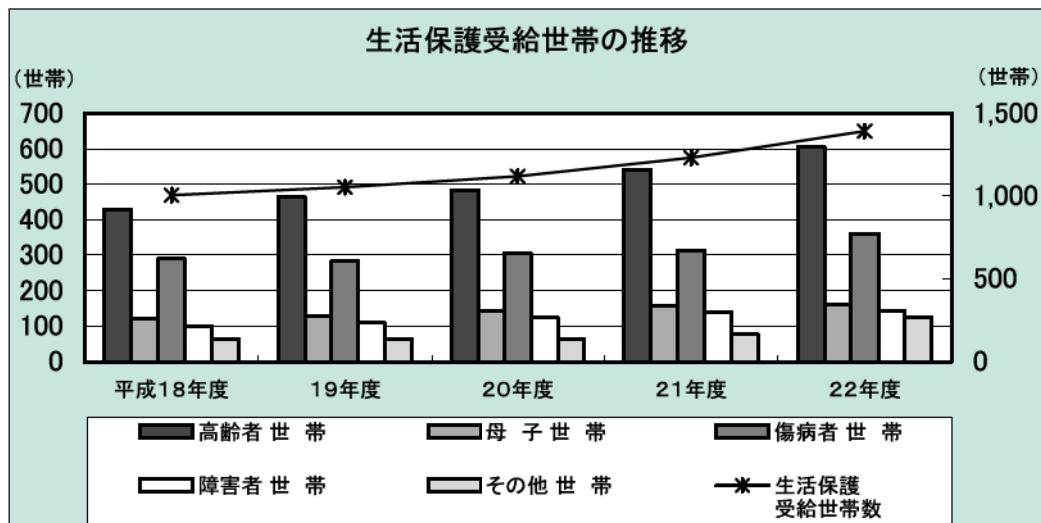
○平成 22 年（2010 年）の警察庁自殺統計によると、自殺の原因・動機（最大 3 つまで計上可）は、全国的に見て、男女ともに「健康問題」が最も多く、その多くが自殺時にうつ病等の精神疾患を発症していると言われています。男性の場合の原因では、女性に比べ、「経済・生活問題」「勤務問題」が多いのが特徴です。



¹¹ ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力が含まれる。

(5) 生活保護の状況

○本市の生活保護受給世帯は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日現在で 1,005 世帯だったものが、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日現在で 1,393 世帯となり、1.4 倍の増加となっています。また、世帯類型別では、失業を起因とした世帯を含む「その他世帯」が 1.9 倍増加しており、最も高い増加率となっています。



地域における社会問題の課題・ニーズ

- ➡ ◆ 本市においては、虐待や自殺以外にも、孤立死、ひきこもりなど、現時点で把握困難な地域における社会問題が多く潜在化していると推測されます。
- ◆ 地域における社会問題の多くは、家庭内で発生する、又は行われることが多いため、家族以外の外部からの発見が難しく、潜在化しやすいと推測されます。また、大半の人は、これらの社会問題に直面しても、「他人の家庭問題に口出しするのはどうか」、「注意や通報をすれば、人間関係を阻害しかねない」などの理由により、具体的な行動につながらない場合が多いと思われます。しかし、地域における社会問題は、当事者だけではなく、同居する子どもの心身にも多大な影響を及ぼし、時の経過とともに被害が深刻化する傾向があります。
- ◆ 虐待は、特別視されがちですが、生活上の不安やストレス、介護・育児疲れを抱えながら、身近に相談できる人がいない場合において、日常的な注意やしつけがエスカレートして起こることが多く、どこの家庭にでも起こり得ます。
- ◆ 地域住民の一人ひとりが、地域の社会問題を身近な問題としてとらえ、家族とともに、正しい知識と理解を深める必要があります。
- ◆ 地域における社会問題の深刻化を防ぐには、これを発見しやすい立場にある関係機関や地域住民が連携・協働して見守りを行うほか、身近な相談窓口となって、早期発見、早期対応につなげていく必要があります。

5 第1期計画における取組の現状と課題

第1期計画においては、地域福祉を推進するために、特に重要な要素を「拠点」「人材」「情報」ととらえ、その「重点的な取組」として、「地域の拠点形成」「地域活動の担い手が育つ仕組みづくり」「情報を共有する仕組みづくり」を掲げていました。

この「重点的な取組」に加え、「地域における安全安心に関する取組」について、その現状と課題を以下のとおりまとめました。

(1) 地域の拠点形成

■ 小学校区単位の場づくり

話し合いの場・ふれあいの場・相談と情報集積の場・学習活動の場

【現状】

- 市内のブロックごとに、子どもの居場所及び地域の子育て支援の拠点として、地域児童館を設置しています。さらに、地域児童館を拠点とし、「出前児童館事業」を実施することにより、小学校区単位でのふれあい・交流の機会が広がっています。
- 各地域児童館においては、地域住民や関係機関が運営委員会に参画することにより、地域の実情にあわせた柔軟な運営を行っています。
- 各小学校において、PTAや地域住民等が中心になり、「放課後子ども教室」を実施することにより、地域住民と子どもがふれあう機会が広がっています。
- 子ども家庭支援センターにおいては、妊娠期から学童期・思春期までの成長過程別の「親育ち講座」を実施するとともに、当該センターのプログラムの一部を地域児童館で実施することにより、子育て中の親が学習する機会を広げています。
- 高齢者の相談窓口として、ブロックごとに地域包括支援センター¹²（1か所はサブセンター）を設置し、生活上の困りごと・悩みなどの相談や生活支援を行っています。
- 宝塚市社会福祉協議会においては、コミュニティや小地域での福祉活動を推進するため、ブロックごとに「地区センター」を設置し、地域住民や市民活動団体の連携を図るための学習会や協議の場づくりを行い、また、地域福祉活動の相談や支援を行っています。
- 市内3か所の「よりあいひろば」においては、子育て支援や高齢者の介護予防、地域の福祉活動に関する協議などが行われ、子どもから高齢者まで、多くの方々に利用されています。
- 地域住民が主体となって活動する「ふれあいいきいきサロン¹³」が、地域住民のふれあいや交流の場となり、その設置箇所数も年々増加しています。
- 障がいのある人の相談窓口として、相談支援事業者（市内3か所、市外1か所）を設置し、障がいの種別を問わない相談支援を実施しています。
- 地域住民が希望する日時・場所へ市職員が出向いて、知りたいテーマの情報を提供する出前講座や、地域住民からの依頼に応じ、専門職が身近な場所に出向いて、介護予防教室や健康教育などを開催しています。

¹² 地域包括支援センターは、18ページを参照のこと。

¹³ ふれあいいきいきサロンは、15ページを参照のこと。

- 男女共同参画センターにおいては、「エル・キッズルーム」を開催し、乳幼児を抱える保護者のための仲間づくりや交流の場となり、育児不安の相談や各家庭の情報交換などにより、育児不安の解消に努めています。

【課題】

- 地域の人たちが自宅から歩いて行ける範囲内（小学校区単位）で、だれもが気軽に集える場づくりが必要です。
- 子育て支援の社会資源¹⁴が少ない地域において、「出前児童館」への地域住民の理解と協力を得て、「出前児童館」を開催する場を確保することが必要です。
- 本市は、「出前講座」や気軽に相談できる窓口、学習活動の場などを設けていますが、市民の認知度が低いため、周知・広報が必要です。
- 障がいのある人に関する情報は多岐にわたっており、必要としている人に必要な情報を発信できるような仕組みづくりが必要です。

■ 地域における既存資源の活用

民家・店舗などを活用した場づくり・福祉施設などの一部を活用した場づくり・小・中学校の余裕教室を活用した場づくり・自治会館や共同利用施設などの既存施設を活用した場づくり

【現状】

- 小・中学校においては、余裕教室がクラブハウスやコミュニティルームとして利用されています。また、教室やグラウンドで、「放課後子ども教室」を開催し、子どもへの遊びの指導を行ったり、体育館を地域住民のスポーツ活動に開放するなど、地域活動やふれあいの場として活用されています。
- 共同利用施設・地域利用施設・中山台コミュニティセンターの各コミュニティ施設においては、地域の市民活動団体が地方自治法上の指定管理者となり、地域住民の活動の場を提供しています。
- 特別養護老人ホームやデイサービスセンター内における市民交流の場や、出前児童館や親子育てグループへの場の提供など、福祉施設の中には地域活動やふれあいの場として利用されているところがあります。
- 地域の民家を活用したデイサービス事業を実施する中で、サロンの実施など、地域の人たちが集う場づくりを行っている福祉事業関係者があります。
- 平成22年（2010年）10月、本市に「宝塚市空き家住宅情報バンク」を開設し、市内の空き家を有効活用し、市民の交流拡大、地域コミュニティの活性化及び地域内の利便性の向上を図っています。

【課題】

- 余裕教室等、学校施設の活用においては、引き続き、生徒・児童の安全面に配慮が必要であり、同時に、地域住民と小・中学校の子どもたちが交流し、学校全体に目が行き届くような仕組みづくりが必要です。
- 空き家を地域の福祉活動の拠点として有効活用するためには、空き家情報を収集し、空き家活用の情報を発信していく必要があります。

¹⁴ 社会資源は、9ページを参照のこと。

(2) 地域活動の担い手が育つ仕組みづくり

■ 地域活動を担う人材の発掘・育成

【現状】

- 子どもたちは、地域児童館におけるボランティア活動を通じて、地域の人々と一緒に関わりながら活躍しています。また、フレミラ宝塚で開催しているミニたからづか事業では、中高校生がリーダーとして活躍し、その姿を見た年下の子どもたちが憧れを抱き「自分もリーダーになりたい」と考えるなど、子ども同士で育ちの循環が見られます。
- 認知症に対する正しい理解を広げ、地域全体で本人やその家族らを支える体制づくりを目指し、平成 19 年度（2007 年度）に認知症に関する講座を開催しています。平成 20 年（2008 年）10 月から「認知症サポートー養成講座」を開催し、講座修了者を地域包括支援センターで認知症サポートーとして登録しています。
- 老人福祉センターにおいては、60 歳以上の高齢者を対象とし、元気でいきいきとした生活を送るため、健康や環境、ふるさと発見などをテーマとする講座「いきいき学舎・フレミラ」を開催しています。また、団塊の世代の豊かな経験や知識をボランティア活動や地域活動に生かす学びの場として、「づか塾」を開催しています。いずれも、講座修了者の地域活動やボランティア活動につながっています。
- 中学生が福祉施設で実際に高齢者と接する「トライやるウィーク¹⁵」や、デイサービスセンターにおける高齢者との交流、宝塚市社会福祉協議会や各種団体などとの連携によるアイマスク・手話・車いすなどの福祉体験を通じ、子どもたちの福祉意識の向上を図っています。
- 男女共同参画センターにおいて、地域・職場・グループ活動での実践力を身につける「エンパワメントリーダー養成講座」や、男女共同参画社会実現に向けた総合的な視点による男性対象の「男性セミナー」を開催しています。

【課題】

- 地域活動やボランティア活動などの担い手が高齢化したり、固定化する状況が見受けられるため、新たな担い手を発掘し、育成するなどの人材確保に取り組む必要があります。
- 地域住民と市民活動団体などをつなぎ、地域活動を促進するコーディネーターの養成・確保を推進するとともに、その資質の向上を図る必要があります。
- 人材養成講座のテーマや講座回数・手法を工夫するとともに、当該講座をさらに周知し、より多くの地域住民が参加することができるよう取り組む必要があります。
- 人材育成講座の修了者を、実際の活動につなげる仕組みづくりが必要です。
- 近所同士の声かけなどによる顔の見える関係を築き、お互いを認め合い、助け合う意識を醸成するため、地域福祉の広報啓発を行うとともに、人権教育や福祉教育の充実が必要です。

¹⁵ トライやるウィークとは、地域に学ぶ中学生体験学習週間のことをいう。中学 2 年生が学校を離れた 1 週間の地域での体験活動や人々のふれあいをとおして、生徒の心を育てたいという思いから兵庫県で平成 10 年から実施されている体験学習。

■ 地域活動に多くの人が参加・参画する仕組みづくり

【現状】

- 各まちづくり協議会において、地域に即したイベント、福祉に関する取組等を記載した広報誌を発行しています。
- 宝塚市社会福祉協議会の「地区センター」において、福祉活動の協議や広報作成の場を提供するとともに、地区担当職員が地域福祉推進の相談・支援を行っています。

【課題】

- 地域活動については、多くの住民が参加できるよう、そのPRを行い、参加しやすい日・時間・場所を設定し、活動内容の魅力を高めるなどの工夫が必要です。
- 地域活動に多くの地域住民が参加するためには、その地域の特性・社会資源¹⁶・課題などを地域住民が共有する仕組みづくりを行うとともに、その情報発信を充実させることが必要です。

(3) 情報を共有する仕組みづくり

■ すべての人に情報が伝わる仕組みづくり

【現状】

- 広報たからづかや市ホームページで、高齢者、障がいのある人及び子ども等に関する情報を発信するほか、関係団体・関係施設へのパンフレット及びポスターの設置や自治会回覧、個別通知など、さまざまな形で情報の発信を行っています。
- 市ホームページにおいて、パンフレット等を掲載し、ダウンロードができるようにしています。また、視覚障がい者の音声パソコンに対応するため、テキスト版を設けています。
- コミュニティFM「エフエム宝塚」において、毎日、市からのお知らせやイベント情報を放送しています。地震などの災害が発生した場合には、通常番組を中断し、災害情報を放送しています。
- 本市は、登録者に対し、市内の災害、犯罪に関する緊急情報（不審者情報など）などをメールで通知する「安心メール」を実施しています。
- 広報板を市内230か所に設置しており、市が提供する情報のほか、地域の情報等を掲示しています。
- 広報誌を読んだり、ホームページが閲覧できない視覚障がい者に対し、「テープライブラリー宝塚」の協力により、「声の広報たからづか」（カセットテープ版）を貸し出しています。
- 宝塚市社会福祉協議会では、「社協たからづか」「みんなボランティア」を発行し、また、ホームページで情報を発信しています。

¹⁶ 社会資源は、9ページを参照のこと。

【課題】

- 引き続き、広報誌やホームページを活用した情報の発信に取り組むとともに、利用者の視点に立ち、情報の内容や媒体の充実を図る必要があります。
- 関係団体や関係施設と連携し、横断的で、より充実した情報を提供する必要があります。

■ 本当に必要な福祉サービス情報づくり

【現状】

- 各まちづくり協議会において、地域に即したイベント、福祉に関する取組等を記載した広報誌を発行しています。
- 子ども家庭支援センターにおいては、子育て・子育ちに関する情報を包括的に提供する情報誌「たからばこ」を発行し、市民が妊娠届や転入届を提出する際に配布とともに、市役所・公共施設でも配布しています。
- 高齢者福祉や介護保険制度については、予防的な施策から介護サービス全般までを掲載した「いきいきガイドブック」を各公共施設の窓口に配置するとともに、相談窓口や訪問先で配布しています。
- 地域包括支援センター¹⁷においては、高齢者福祉や介護保険制度に関連する地域の情報を集積し、必要に応じ、制度情報を提供しています。
- ミニデイサービスや「ふれあいいきいきサロン」は、宝塚市社会福祉協議会に、ボランティア活動は、ボランティア活動センターにそれぞれの情報を集約し、提供しています。
- 翌日のごみ収集内容が送信される「ごみの日メール」を、申請に応じて配信しています。
- 障害福祉制度については、「障害者（児）福祉ハンドブック」を作成し、障害者手帳を交付する際に配布しています。
- 平成20年（2008年）4月、福祉的就労等を行う障がい者通所事業所のガイドブック「活躍」を発行しました。

【課題】

- 地域活動に多くの地域住民が参加するためには、その地域の特性・社会資源¹⁸・課題などを地域住民が共有する仕組みづくりを行うとともに、地域活動に関する情報発信を充実させが必要です。
- 市民活動団体、福祉・保健・医療関係者等が相互の役割に係る理解を深め、利用者本位の立場に立った情報を提供する必要があります。

■ 身近な相談から専門相談へつなぐ相談体制の充実

【現状】

- 本市の広報誌において、市主催の相談や市内で実施されている相談等を掲載しています。
- 市民相談のしおりを作成し、さまざまな相談機関の情報を提供しています。
- 市政に関する相談において、ワンストップ体制（フォームへの入力・電子メール・電話・ファックスによる受付）を整備しています。

¹⁷ 地域包括支援センターは、18ページを参照のこと。

¹⁸ 社会資源は、9ページを参照のこと。

- 人権問題については、人権擁護委員による人権相談を行い、男女共同参画センターにおいて、女性のための相談事業を実施しています。
- 子育てに関する相談体制の一つとして、「子ども家庭なんでも相談」を実施しています。
- 地域包括支援センターを市内に設置し、高齢者に関する総合相談に応じています。また、必要に応じ、関係機関や、専門職による法律相談を紹介しています。
- 障がいのある人の相談窓口として、相談支援事業者を設置し、精神保健福祉士等の専門職員を配置しています。

【課題】

- 身近な相談窓口が活用されるよう、さらに周知・広報する必要があります。
- 多様化・複雑化する地域住民のニーズに対応するため、24時間、いつでも相談ができ、適切かつ柔軟に対応することができる相談・支援体制の整備が必要です。
- 専門性を有する相談支援員を配置するとともに、専門性の向上を図る必要があります。
- 相談内容に關係する複数の部署が連携し、適切に対応することができるよう、市役所の内外の横断的なネットワークを充実させる必要があります。

(4) 地域における安全・安心に関する取組

- 支え合いのシステムづくり
 - すべての人が安心して出かけられる環境づくり
 - 安心して暮らせる地域社会づくり

【現状】

- 自治会や学校・園においては、安心して暮らせる地域づくりのため、警察・防犯協会・消防と連携し、防犯講習や地域防災訓練を実施しています。
- 地域住民が、「自分たちのまちは自分たちで守る」を合言葉にして、自主防災組織を結成し、地域防災の推進に取り組んでいます。
- 地域における自治会・まちづくり協議会・民生児童委員などの市民活動団体による見守り、行政の福祉サービスを通じた見守りや事業者による見守りなどの取組により、子どもや高齢者の見守りを行っています。
- 地域住民が、防犯グループ「アトム防犯パトロール」を結成し、登下校時の見守りなど、地域の防犯活動を実施しています。
- 地域によっては、公的な福祉サービスでは対応できない“ちょっとした困りごと”などに対し、地域のボランティアなどによる助け合いが行われています。
- 本市は、すべての人が安心して外出ができる都市環境づくりのため、平成14年度（2002年度）に策定した「宝塚市交通バリアフリー重点整備地区基本構想」に基づき、鉄道施設や道路のバリアフリー化を推進しました。平成22年度（2010年度）には、「宝塚市ユニバーサル社会づくり実践地区モデル事業プラン」を策定し、施設のユニバーサルデザイン¹⁹・バリアフリー化に取り組んでいます。

¹⁹ ユニバーサルデザインとは、人間が言語の違い、左右の聞き手の違い、障がいの有無、老若男女といった差異を問わずに利用することができる設計・工業デザインをいう。デザインの対象者を、障がいのある人や高齢者に限定しない点で、バリアフリーとは異なる。

○利用者のマナー向上を図り、駅周辺の放置自転車をなくすため、市内4か所の駅で、市民ボランティアが駐輪マナー推進員として啓発活動を推進しています。

【課題】

○公的な福祉サービスだけでは地域の生活課題に対し十分に対応できない場合があるため、近隣住民による日常生活の見守りや“ちょっとした困りごと”での助け合いなど、地域における支え合いの仕組みづくりが必要であり、その際、公的な福祉サービスとの連携への配慮も必要です。

○住み慣れた地域で安心して暮らす上で、防犯・防災に対する取組が重要であり、特に、災害時における要援護者の個人情報の把握や支援方法、平常時の見守りなど、災害時要援護者支援についての取組が必要です。

○すべての地域住民が、安全かつ快適に暮らし、社会活動に参加することができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた都市基盤や生活環境を整備する必要があります。